

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の平成29年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 162,800 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,516,888 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円
社会福祉	障害者福祉事業	572,785	18,172
	高齢者福祉事業	171,962	15,845
	児童・母子福祉事業	566,488	16,801
	その他事業	28,903	2,937
	小計	1,340,138	53,755
社会保険	介護保険事業	341,724	38,700
	国民健康保険事業	199,283	10,231
	国民年金事業	450	
	小計	541,457	48,931
保健衛生	医療対策事業	560,886	52,001
	疾病予防対策事業	51,948	6,100
	健康増進対策事業	22,459	2,013
	小計	635,293	60,114
合計	2,516,888	162,800	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。